平成 25 年度アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模案件形成可能性調査事業 公募要領

平成25年4月環境省 地球環境局

1 事業の目的

日本は、産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を2℃以内にとどめるために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があることを認識し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めるとともに、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています(平成24年4月27日閣議決定の環境基本計画より)。

2050年に温室効果ガス排出を世界で半減させるためには経済成長が著しいアジア大洋州の国々において、温室効果ガス排出削減プロジェクトを大規模に発掘・形成し、アジアにおける持続可能な低炭素社会の構築に向けた動きを加速させることが必要となっています。

そのために、海外における日本のエネルギー起源 CO2 排出削減への貢献を適切に評価する新たなメカニズム (JCM: Joint Crediting Mechanism) を構築することが必要とされています。

本事業では、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、都市や地域などの面的かつパッケージで大規模な実施案件を形成するために、大規模案件形成可能性調査を実施することとします。

2 公募対象事業

(1) 公募対象分野

公募の対象となる事業は、対象となる国の特徴を踏まえつつ、都市や地域などの面的な形での大規模案件形成が、日本の技術や制度を現地の実情に応じて調整し、運営・維持管理体制を確立することで、いつまでにどの程度可能となるかを調査・検証が可能なものとします。

なお、次年度以降、日本の研究機関・地方公共団体・民間企業・大学等とともに具体的な事業実施が見込まれる都市や地域に対して実証事業を実施しますので、このことを視野に調査・検討を行うこととします。

調査対象事業分野としては、以下の事業分野の全て又は一部を各国のニーズや我が 国企業の活動を踏まえて包含する企画とします。

- ① 省エネ機器及びそれらを活用した ESCO 事業
- ② 地域分散自立型再生可能エネルギー事業
- ③ 廃棄物削減、処理適正化にも資する低炭素型の廃棄物処理事業

- ④ 水資源の有効活用や水質汚濁防止にも資する低炭素節水型上下水道事業
- ⑤ 大気汚染等の公害防止にも資する交通インフラ構築・利活用事業
- ⑥ 上記①~⑤等を活用した低炭素都市、地域、地区・街区づくり、低炭素工業団地づくり
- ⑦ 上記①~⑥に関連した日本の法制度、技術の相手国への導入可能性、主要なコンタクトパーソン、キャパシティデベロップメント等についての相手国ニーズの把握

(2) 事業の対象国

調査対象国は、モンゴル、バングラディシュ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、フィリピンの10か国及びJCM大規模案件形成の可能性がある国とします。

また、調査対象として、以下の国、都市や地域における事業を優先します。

- ・ モンゴル:ウランバートル
- バングラディシュ:ダッカ
- インドネシア:ジャカルタ、スラバヤ、北スマトラ、バンドン
- ・ ベトナム:ホーチミン、ダナン
- マレーシア:イスカンダール、スプランプライペナン
- ・ カンボジア:プノンペン、シェリムアップ
- ・ ラオス:ビエンチャン
- ・ ミャンマー:ヤンゴン
- ・ タイ:バンコク
- パラオ

3 応募の条件

- (1) 法人格を有していることとします。
- (2) 複数の者が共同で応募を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託することとします。なお、1者による複数の国、都市や地域における複数分野についての事業での応募も可とします。
- (3) 応募する対象国及び都市や地域に精通し、対象分野について高い専門性を有していることとします。

4 事業の対象費用

本事業では、採択事業者に対し、別途環境省が指定する事務局(※)が業務委託契約を結ぶことによって事業を行います。事業費用(契約金額)は応募1件当たり1,000~15,000万円程度(税込み)、15件程度を想定していますが、応募内容に応じ予算(総額560百万円程度)の範囲内での実施となります。具体的な金額については応募内容を精査の上決定するため、契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

本事業は、応募内容をもとにした業務委託契約に基づいた事業を実施していただくものであり、具体的な対象費用は下記のとおりです。

経費の区分			内容
直	人件費		応募事業実施のために必要な人件費に限る。
接	業	賃金	応募事業を実施するのに必要な業務補助を行う補助
経	務		員を雇用する賃金(会計など事務補助、事業執行の
費	費		補助等の業務が対象)
		諸謝金	応募事業に直接必要な検討委員会等に出席した外部
			協力者に対する謝金、専門的知見や助言等に対する
			謝礼、調査等におけるモニター及び協力者への謝礼
			など。
		旅費	応募事業を実施するために直接必要となる調査、情
			報収集、会議への出席等を行うための旅費。単価等
			は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずる。
		印刷製本費	応募事業の成果報告書、会議資料等の印刷、製本に
		>₹ / - > - 6n - Hn	要する経費。
		通信運搬費 	応募事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、
			通信・電話料であって、本事業に使用した料金であることに対象である。
		Hele To a set-th let	ることが証明できる経費。
		借料及び損料	応募事業に直接必要な機械器具等の借料及び損料、 物品等使用料等。
			が の お の の の の の の の の の の の の の の の の の
		乙 城貝	場借料、機材借料及び、会議に付随して支給した飲
			食物の類に要する費用。
		 消耗品費	応募事業の実施に直接必要な消耗品(税込単価5万
		HAT SEE A	円未満の物品)の購入に直接要する経費のうち、当
			該事業のみに使用したものであることが証明できる
			もの。備品(税込単価5万円以上の物品)となるも
			のはリースにより対応すること(リースによって導
			入した場合には、「借料及び損料」に計上する。)。
			ただし、5万円以上の物品であっても使用に伴い消
			費され、長期使用に適しないものは対象となる。
		雑役務費	通訳料・翻訳料等の役務外注費(間接的経費を含ま
			ない)、各種保守料、派遣会社を通じた事務員等に
			必要な経費など、応募事業の実施に付随して必要と
			なる諸業務に係る経費。
		外注費	応募事業の一部を委託することに要する経費であっ

			- 11 \ 12 \ 28 \ 2 \ 2 \ 44 \ 21 \ 2 \ 2 \ 2 \ 24 \ 21 \ 22 \ 24 \ 24
			て、他に掲げられた経費以外のもの。※外注費は、
			人件費、業務費及び一般管理費の合計額の1/2以
			上は認められないが、業務遂行上、必要とされる場
			合には、採択後、契約締結前に環境省と協議が必要。
		その他経費	その他応募事業を行うために必要な経費で、環境省
			と協議を経て認められたもの。
間	一般管理費		直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率と
接			して認めます。なお、一定比率については、15%を上
経			限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的
費			な方法により算出したと認められる率を適用。

採択事業者は応募事業の実施後、定められた期日までに委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を本事業の事務局(※)に提出していただきます。事務局において委託費の確定後に、精算払請求書を提出していただき、事務局(※)より費用をお支払いします(「8 業務委託契約について」を参照のこと)。

※ 本事業の事務局は、別途、環境省が企画競争により選定する予定です。

5 審査の実施

募集事業の審査は環境省において実施致します。審査に当たっては必要に応じてヒアリングを実施致します。前述の「2 公募対象事業」や「3 応募の条件」等を満たした応募内容について、以下の評価基準に基づいて応募内容を審査した上で、予算総額の範囲内において選定し、事務局との契約候補者とします。なお、事業の内容、事業費や実施体制等について、協議の上、変更をお願いする場合があります。

なお、審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

ではの、田里州がは、心労自己と上間で、地域であり。					
評価基準	評価の項目				
	・ 事業の実施計画・内容が妥当かつ効果的・効率的なものか。				
① 字类計画の①火州、字	・ 無理のない事業実施計画・スケジュールとなっているか。				
① 実施計画の妥当性・実	・ 事業の実施計画・内容に先進性が認められるか。				
施可能性・先進性	・ 事業が面的(国、都市や地域)な展開が期待できるか。				
	・ 日本国の技術が活用されたものか。				
	• 提案者概要				
	・ 提案者は対象国・都市や地域に精通しているか。				
② 提案者の妥当性・事業	・ 提案者は提案事業分野について高い専門性を有しているか。				
実施体制・費用	・ 提案者が事業を着実に実施しうる適切な実施体制が構築さ				
	れているか。				
	・ 事業実施に要する費用見積が妥当であるか。				
③ 相手国・都市や地域の	・ 相手国・都市や地域のステークホルダーが妥当か。				
ステークホルダーの妥	・ ステークホルダーが事業を着実に実施しうる適切な実施体				

当性、事業実施体制、	制が構築されているか。
興味・関心度合い、提	ステークホルダーが提案事業に興味関心があるか。
案者との過去の経験	・ 提案者は上記ステークホルダーと案件を遂行した経験があ
	るか。
④ 本邦技術等の優位性、	・ 事業分野で活用される本邦技術に優勢性があるか。
本邦法制度等の汎用性	・ 上記本邦技術の相手国への導入可能性は高いか。
	・ 相手国で事業分野に係る法制度等へ本邦制度を導入するこ
	とは可能か。
	· CO2 削減効果の考え方、算出方法が正しいか。
	・ 調査を想定している事業を実施した場合、実施直後の CO2
	削減量が多いか。
⑤ CO2 削減効果	・ 調査を想定している事業は早期実施は可能か。
	・ 調査を想定している事業を実施した場合、将来の CO2 削減
	量が多いか。

6 応募に当たっての留意事項

- (1) 事務局との契約時に、環境省及び事務局と調整した実施計画書(事業概要、実施方法・内容、実施体制、スケジュール等を含む)及び経費内訳書を作成すること(本事業に採択された場合には、環境省から委託を受けた本事業の事務局と業務委託契約を締結することとなります。)。
- (2) 実施計画から変更が生じる場合は、環境省及び事務局と協議を行うこと。万一事業が中止された場合には、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- (3) 本事業の実施期間中において、環境省及び事務局が求める定期的な進捗状況の報告やヒアリング等への対応、検討会等への参加、広報・啓発事業への協力(成果発表会等への出席など)を行うこと。

7 応募の方法

(1) 応募書類の書式(応募様式)

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、所定の様式に従って作成するようお願いします。

- · 応募様式(別添1)
- · 経費内訳書(別添2)
- · 団体概要(様式任意)
 - (注) 複数の者が共同で応募を行う場合は、各々について その概要がわかる資料を提出すること。
- · 業務実績(様式任意)
- ・組織の環境マネジメントシステム認証取得状況 (コピー)

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって(電子メールによる提出は受け付けません)、環境省へ提出してください。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「平成25年度アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業 応募書類」と朱書きで明記してください。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達の記録の残る方法によってください。

提出先:

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル17階 環境省地球環境局国際連携課国際協力室 担当:大谷、植松

TEL:03-3581-3351(代表)内線:6723、6708

FAX:03-3581-3423

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

各書類について、正本1部・副本6部を提出してください。また、書類の電子データ (パンフレット等の参考資料は不要) を保存した電子媒体 (CD-R) を1部提出してください (電子媒体にも、応募者名を必ず記載してください)。

- ・ 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、Microsoft Word形式、Microsoft Excel 形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。
- ・ 添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容 量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合 は、十分注意してください。
- ・ 当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。
- ・ また、Windows 以外のパソコンで書類を作成した場合、必ず Windows マシンでファイルを展開できることを確認の上、提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意ください。

(4) 応募期間

平成25年4月25日(木)~平成25年5月15日(水)12時必着

8 業務委託契約について

(1) 業務委託契約の締結

採択された団体は、その代表者と事務局との間で業務委託契約を締結します。

(2) 確定検査への対応及び支払金額の確定方法について

支払金額は委託契約書において定められる上限額と委託業務に要した実費のうち 低い額を支払金額として確定します。委託業務に要する費用を証明する書類の提出 を事務局の求めに応じて遅滞なく提出する必要があります。なお、当該書類の提出 は委託業務実施中にも求める予定です。

支払対象に関しては、事務局から代表者の御担当者へ確定検査受検に関する要領をお渡しいたします。主要な事項は以下のとおりです。

- ① 人件費については、当該業務に従事した時間を証明する書類を作成していただきます。
- ② 一般管理費を、直接経費から外注費を引いた額に対する一定比率として認めます。なお、一定比率については、15%を上限とし、申請者の内部規定等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を適用いたします。
- ③ 支払対象に認められる費目には制限があります。

(3) 支払金額に関する注意事項

- ① 採択された事業を中止した場合、中止されるまでに要した経費をお支払いできない可能性があります。
- ② 環境省の確定検査に合格しなかった場合は、既に支払いを行った委託費の全額 又は一部の額について、事務局の指示に従って返還しなければならない場合があります。

9 問合せ先

公募全般に対する問合せ先は下記のとおりです(7(2)応募書類の提出先と同じ)。 ただし、問合せは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を 「平成25年度アジアの低炭素社会実現のための JCM 大規模案件形成可能性調査事業 に関する問合せ」としてください。

問合せ先:

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号 大同生命霞が関ビル17階環境省地球環境局国際連携課国際協力室担当:大谷、植松

TEL:03-3581-3351 (代表) 内線:6723、6708

FAX:03-3581-3423

E-mail:chikyu-kyoryoku@env.go.jp

10 その他

- (1) 環境省担当官への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと 判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対する御意見には対応いたしかねますので、予め御了承ください。
- (3) 応募書類について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者の応募は無効とします。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。
- (5) 応募書類の提出後、補足資料の提出を求める場合があります。その場合、遅滞なく当該資料を御提出ください。